

先生各位

検体検査実施料算定留意事項改正のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
さて、令和元年6月28日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0628第1号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」が下記の通り改正され令和元年7月1日より適用されることになりました。
取り急ぎご案内いたしますので、よろしくお取り計らいの程お願い申し上げます。

謹白

記

●検査方法が追加された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D007 血液化学検査					
30	25-ヒドロキシビタミンD	CLIA法または CLEIA法	117	生化学 I 144	*

[注]下線部が追加変更されました。

* 原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法、**CLIA法又はCLEIA法**により25-ヒドロキシビタミンDを測定した場合は、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り、区分番号「D007」血液化学検査の「30」心筋トロポニンI、KL-6の所定点数を準用して算定する。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める実施方針を遵守すること。

※ 今回追加された新検査法については当所受託未定。

当所での原発性骨粗鬆症用の検査としては、**ECLIA法（項目コード：3448）**を受託中ですので、ご利用ください。